

【目次】

1. 政府からのお知らせ

■ 公益法人等が行う奨学金貸与事業（特定の学資としての資金の貸付け）に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置に係る申請等について

■【国家公務員・元国家公務員の採用をお考えの公益法人の皆様へ】国家公務員の再就職等規制にご協力をお願いします（内閣府）

---

1. 政府からのお知らせ

---

■ 公益法人等が行う奨学金貸与事業（特定の学資としての資金の貸付け）に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置に係る申請等について

（奨学金関係の事業を実施している法人におかれましてはご留意ください）

経済的理由により修学困難な生徒（高等学校段階以上の者に限る。）又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書については、平成28年4月より、印紙税を非課税とする措置が講じられております（令和7年3月31日までの特例）。

本制度の適用を受けるためには、奨学金貸与事業が本制度の要件を満たしていることについて、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第91条の3第2項の規定に基づき文部科学大臣の確認を受ける必要があります。要件を満たす事業を実施する法人におかれましては、新たにこの確認を受けることを希望する場合には、申請手引きにより、必要書類及び申請方法を御確認の上、申請受付期間（※1）に文部科学省へ申請をお願いいたします。

当該手引き及び申請様式（Excel）は文部科学省のホームページ（※2）に掲載しておりますので、申請時には様式をダウンロードしてご利用いただくようお願いいたします。

なお、令和6年1月29日時点で、令和7年3月31日を期限とする確認書の発行を受けている事業については、改めて申請する必要はございません。

※1 申請受付期間 令和6年1月29日～同年2月29日

※2 申請手引き・申請様式の掲載先リンク（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm)

☆本件の問い合わせ先

文部科学省高等教育局学生支援課法規係

メールアドレス：gakushi@mext.go.jp

☆公益法人 information トップページ「内閣府からのお知らせ」にも資料を掲載しております。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

■【国家公務員・元国家公務員の採用をお考えの公益法人の皆様へ】国家公務員の再就職等規制にご協力をお願いします（内閣府）

国民からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。国家公務員が退職したのち、公益法人等に再就職することは禁じられていませんが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

#### （1）再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の国家公務員が、公益法人等に対し、他の国家公務員・元国家公務員の再就職を依頼することや、再就職させる目的で国家公務員・元国家公務員の情報提供等を行うことは禁止されています。

例えば、再就職させたい者の氏名や職歴などの情報を公益法人等へ提供したり、公益法人等へ受け入れ可能なポストや待遇面などの情報を問い合わせたりすると違反となります。

#### （2）利害関係のある公益法人等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係のある公益法人等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

例えば、再就職することを目的として、自分の氏名や職歴などの情報を利害関係のある公益法人等へ提供したり、利害関係のある公益法人等へ職務内容や待遇面などの情報を問い合わせたり、再就職の約束などをすると違反となります。

#### （3）元の職場への働きかけ規制

再就職した元国家公務員が、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（原則として退職後2年間）。

☆ 公益法人の皆様へのお願い

公益法人の皆様におかれましても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・元国家公務員にこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。秘密を厳守します。

◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局

電 話：0120-344954（フリーダイヤル）

03-6268-7660～7668、7681

URL：<https://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html>

再就職等規制の詳しい情報は、ホームページをご覧ください。

○再就職等監視委員会ホームページ

<https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

○再就職等規制についてのリーフレット

[https://www5.cao.go.jp/kanshi/pdf/pamphlet/leaflet\\_kigyoo.pdf](https://www5.cao.go.jp/kanshi/pdf/pamphlet/leaflet_kigyoo.pdf)

上記のリーフレットについては、御要望があれば郵送させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

内閣府再就職等監視委員会事務局

電話：03-6268-7657

=====  
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====  
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。